

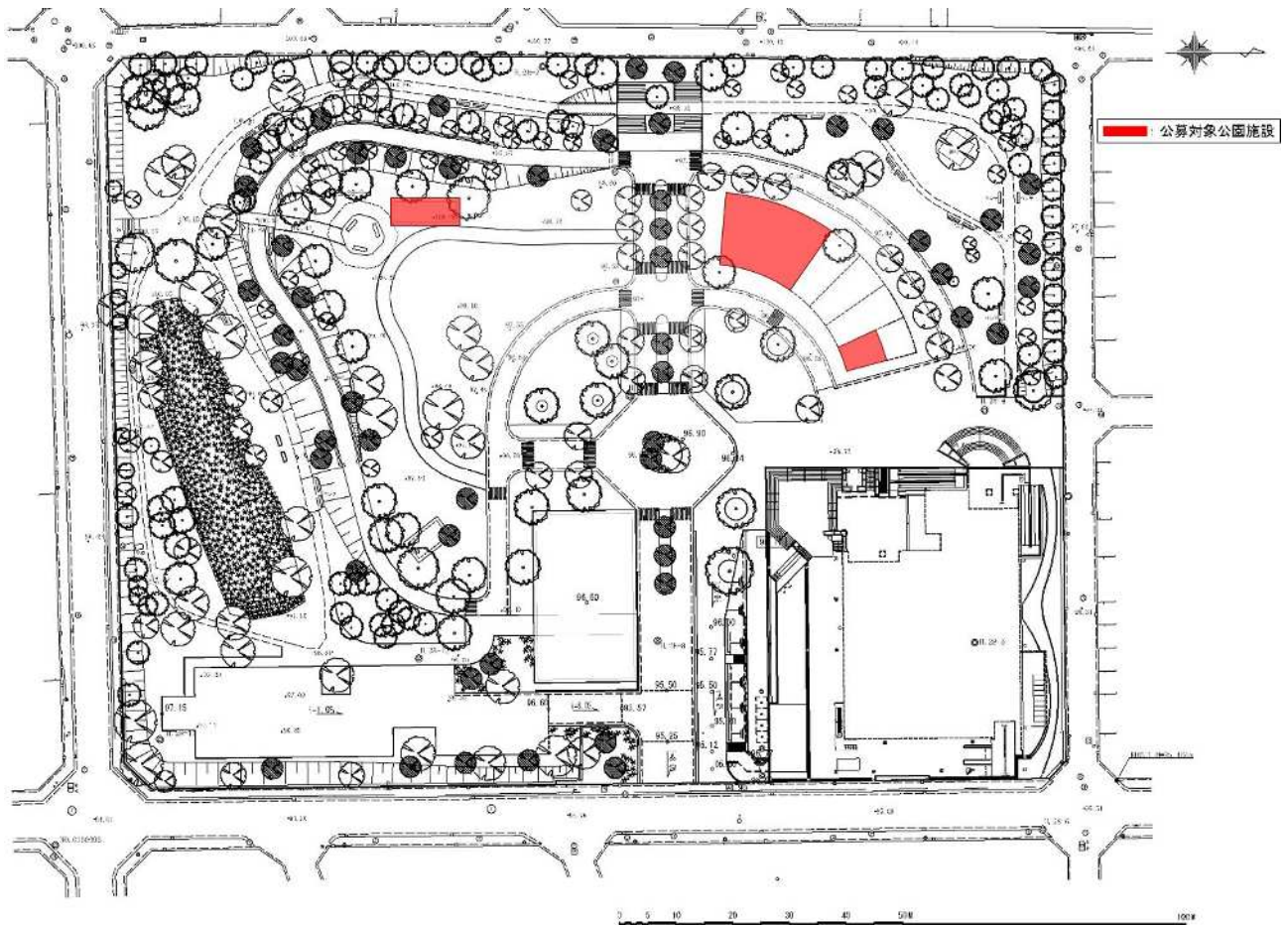
京都市告示第 5 2 2 号

大宮交通公園について、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定します。

令和 2 年 1 月 9 日

京都市長 門川 大作

- 1 認定計画提出者 大和リース株式会社 京都支店グループ
- 2 認定日 令和 2 年 1 月 9 日
- 3 認定の有効期間 設置許可日から 2 0 年間
- 4 設置場所 大宮交通公園の指定場所



(建設局みどり政策推進室)